佐賀県恩給金支払事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年9月12日

佐賀県知事 山 口 祥 義

## 佐賀県規則第35号

佐賀県恩給金支払事務取扱規則の一部を改正する規則 佐賀県恩給金支払事務取扱規則(昭和50年佐賀県規則第32号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

(支払期日)
第3条 恩給法(大正12年法律第48号)及び佐賀県恩給条例(平成
元年佐賀県条例第36号)の規定による年金である恩給(以下「恩
給」という。) の支払期日は、毎支給期月(佐賀県恩給条例施行規
則(平成元年佐賀県規則第65号)第43条第1項に規定する支払期
月をいう。以下同じ。)の6日 <u>とする。ただし、</u> その日が日曜日、
土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規
定する休日(以下「 <u>休日</u> 」という。)に当たるときは、その日前に
おいて、その日に最も近い <u>日曜日、土曜日又は休日でない日を支</u>
<u>払期日とする。</u>

改正前

改正後

(支払期日)

第3条 恩給法(大正12年法律第48号)及び佐賀県恩給条例(平成元年佐賀県条例第36号)の規定による年金である恩給(以下「恩給」という。)の支払期日は、毎支給期月(佐賀県恩給条例施行規則(平成元年佐賀県規則第65号)第43条第1項に規定する支払期月をいう。以下同じ。)の6日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日等でない日)とする。ただし、1月に支給すべき恩給をその前年の12月に支給するときは、その月の21日(その日が日曜日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日等でない日)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。